

磯子区区づくり経営会議運営要綱

制 定 平成 28 年 4 月 18 日 区長決裁

最近改正 平成 29 年 4 月 10 日 区長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区における総合行政の推進に関する規則（以下「規則」という）第 7 条第 3 項の規定に基づき、磯子区区づくり経営会議（以下「経営会議」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 経営会議は、次に掲げる事項を審議し、又は協議するものとする。

- (1) 区の重要な施策に関する事項
- (2) 総合調整に関する重要な事項
- (3) 区の行政運営の方針の策定に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 経営会議は規則第 7 条第 2 項により、区長、副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、磯子土木事務所長、総務課長、区政推進課長、地域振興課長、福祉保健課長を委員として組織する。

- 2 経営会議の議長は、区長をもって充てる。
- 3 経営会議の副議長は、副区長をもって充てる。
- 4 議長は、必要と認める場合には、磯子区役所の関係職員を議事に参加させることができる。

(議長及び副議長)

第 4 条 議長は、経営会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 経営会議は、議長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 経営会議の出席者については、各回の審議事項に関係ある者に限ることができる。

(関係者の出席)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、経営会議における審議事項に関係ある局の職員を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。出席を要請された局の職員は、経営会議に出席しなければならない。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、国、県等関係行政機関及び関係事業者等に対し、経営会議への出席を要請することができる。
- 3 経営会議への出席を求められた局の職員は、審議事項に関する資料について、事前に議長から提出を求められた場合には、速やかに送付するものとする。

(公表)

第7条 議長は、経営会議の概要について、次に掲げる事項を区のホームページ等を通じて公表するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 議事概要

(庶務)

第8条 経営会議の庶務は、総務部区政推進課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。